

(資料5 - 1)

平成29年8月31日

福祉局生活福祉部長

坂田 洋一 様

福祉局高齢者施策部長

河野 圭司 様

福祉局障がい者施策部長

中島 進 様

健康局健康推進部長

中出 美樹 様

こども青少年局子育て支援部長

高井 俊一 様

教育委員会事務局総務部長

多田 勝哉 様

西成区地域支援調整チーム

座長 横関 稔

地域支援調整チームからの意見について

平成29年8月22日に開催しました西成区地域支援調整チーム代表者会議におきまして別紙のとおり決議されましたので意見します。

各意見項目の文末に所管部局を明記しています。

西成区障がい者自立生活支援調整協議会
平成 28 年度の活動から 西成区から局への意見（抜粋）

11. 薬物・アルコール（依存症の方）を受け入れる医療機関の不足について

西成区では薬物関連問題事例が多い。薬物依存症者は医療につなぐまでの関わりに時間が掛かり支援が困難であるが、医療を受ける段階まで支援しても、現在、薬物依存症者の診療を断る医療機関が多く、専門医療機関は市内にほとんどない状況であり、支援が途絶える事例もある。

平成 27 年度の意見において、「専門知識を持った医師の養成および技術支援を早急に行い、精神科医療機関に薬物問題専門医の設置について補助する等の対策を強く求める」旨に対する回答として、「専門知識を持った医師の養成等に関しては、非常に専門性の高い課題であることから、現状において対策を実施することは困難である」といただいた。

厚生労働省において平成 26 年度より依存症治療拠点機関設置運営事業が実施され、依存症治療拠点機関を政令指定都市である大阪市は指定することができるはずであるが、その点について大阪市としての見解を示していただきたい。（健康）

13. 酒害教室について

これまでも継続されてきた酒害教室については、西成区をはじめ 12 区で開催されているが、市内 24 区の半数でしかない。また、西成区など一部の区を除いて、月 1 回のみで開催にとどまっている区が多いのが現状であり、さらに、予算縮小を迫られている区もあると聞く。折しも平成 28 年 6 月以降、「アルコール健康障害対策基本法」における国の基本計画が制定され、大阪府も策定に向けて動きはじめた時期に、既存の事業である酒害教室の予算を縮小するとはどういうことなのか。アルコール依存症は一般的な疾患同様、予防が重要である。保健福祉センターにおける酒害教室は予防という観点からも有効である。都市部においては、依存症患者や予備軍も多く、予防は医療費抑制や社会的損失の軽減にも効果的と考えられる。酒害教室は大阪府下でも数少ない衰退していない行政の事業であり、守り育てていくことは、大阪市の計画の柱ともなりうる。平成 29 年度の縮小はなかったものの、その拡大について示していただきたい。

アルコール依存症を持つ市民が、回復に不可欠な自助グループに定着することは、「否認の病」と言われることが示すように、多くの時間と機会を必要とする。現在断酒会や AA など自助グループに定着している人の中に酒害教室の経験者が多いこと

から、酒害教室が自助グループにつなぐパイプ役を担っており、定着に必要な多くの時間と機会を提供していることが分かる。さらに、昨今より高齢者、女性のアルコール問題や、依存症予備軍が増加している中、高齢者、女性の参加しやすい昼間に開催されていることによる社会的な意義も大きい。内容としては、アルコール専門医療機関の医師やコメディカルスタッフを招聘しており、酒害者本人のみならず、参加する家族や地域の支援者にとっても、貴重な疾病教育の場となっている。加えて、アルコール関連問題をもつ市民が酒害教室参加のために保健福祉センターへ足を運ぶことが、行政の相談窓口につながりやすくなるという効果が見逃せない。アルコール問題を抱える市民が、酒害教室への参加をきっかけに相談に繋がったというケースもあり、潜在的なアルコール問題の掘り起しとしても有効であると言えるのではないかと。

潜在化しやすいアルコール問題に、適切なアウトリーチを行う責任が行政にはあり、アウトリーチ機能を併せ持つ酒害教室を、参加人数で評価することは本末転倒である。目に見える数字だけにとらわれず、目に見えない効果に注目し、総合的に考える必要があるのではないかと。期待される効果に基づいて、今後、全区での開催と、より高い頻度での開催を検討頂きたい。(健康)

14. 大阪市におけるアルコール関連問題への行動計画について

西成区では、不適切な飲酒によって引き起こされる健康問題や社会問題(以下、アルコール関連問題とする)を抱える事例が多くみられ、保健・医療・福祉各分野の相談支援機関が連携してきめ細かい支援を展開している。アルコール依存症は精神疾患とされるが、アルコール関連問題は精神科領域のみならず、身体的な健康問題や介護問題、家族問題や経済問題などの社会的な問題に至るまで多岐に影響を及ぼす。身体的な問題においてはアルコールの不適切な摂取が、がん、肺炎、肝機能障害などの様々な内科疾患を併発させる。重症例も多く、アルコール専門医療機関への通院や入院以前に、内科治療を優先させる必要があることが少なくない。しかし、アルコール問題があることを理由に、内科医療機関が受診を断ることもしばしば起こっている現状がある。また、介護事業所は介護の最前線でアルコール問題を抱えた利用者の対応に苦慮している。さらに、近年増加している女性のアルコール問題は、DV問題や子育てに関する問題に及ぶことも多くみられるが、これに対しても同様のことが言える。一口にアルコール問題と言っても、そこに至るまでの経過は様々である。しかし、アルコール関連問題は展開が早く、引き起こされる他問題への対応に追われてか、アルコール問題自体にまで適切に介入ができず、状況に応じた有効な支援体制を構築することができていないのが現状である。従って、アルコール関連問題への支援には、アルコール専門医療機関と内科医療機関、介護事業所や障がい福祉サービス事業所、こども相談センターやDV相談窓口、学校等の教

育機関など、広くにわたる連携が必要不可欠である。

平成 26 年 6 月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、国の基本計画も
とに、地域の実情に即した推進計画の策定に向けて、大阪府も動きはじめている。
しかし、大阪市には単身者が多いなど都市型の特徴があり、大阪府の計画だけでは
地域の実情に即した実効性の高い運用は期待できない。西成区をはじめ単身者が多
いことや、作業所などの中間施設の存在、酒害教室等の他に類を見ない実績を踏ま
え、大阪市独自の推進計画を策定していく必要があると考える。また今年度から大
阪市も「依存症対策総合支援事業」の実施に伴い、依存症治療拠点機関ならびに依
存症専門医療機関の選定・整備の必要がある。アルコール関連問題を抱える市民の
心身における健康の向上と安心できる生活の実現、ひいては社会的損失の抑制のた
めに、大阪市として、どのような計画を策定されるか、そのためのニーズの調査な
どについて具体的な行動計画を示していただきたい。(健康)

西成区地域支援調整チームからの意見に対する回答(案)について

西成区	
11. 薬物・アルコール(依存症の方)を受け入れる医療機関の不足について	
意見概要	
<p>西成区では薬物関連問題事例が多い。薬物依存症者は医療につなぐまでの関わりに時間が掛かり支援が困難であるが、医療を受ける段階まで支援しても、現在、薬物依存症者の診療を断る医療機関が多く、専門医療機関は市内にほとんどない状況であり、支援が途絶える事例もある。</p> <p>平成 27 年度の意見において、「専門知識を持った医師の養成および技術支援を早急に行い、精神科医療機関に薬物問題専門医の設置について補助する等の対策を強く求める」旨に対する回答として、「専門知識を持った医師の養成等に関しては、非常に専門性の高い課題であることから、現状において対策を実施することは困難である」といただいた。</p> <p>厚生労働省において平成 26 年度より依存症治療拠点機関設置運営事業が実施され、依存症治療拠点機関を政令指定都市である大阪市は指定することができるはずであるが、その点について大阪市としての見解を示していただきたい。</p>	
回 答	
<p>厚生労働省において、平成 26 年度より実施の依存症治療拠点機関設置運営事業は、全国 5 都道府県を対象としたモデル事業であり、政令指定都市は実施主体とはなっていないため、依存症治療拠点機関を指定することはできませんでした。しかし、平成 29 年 6 月 13 日付けで厚生労働省から、アルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症について、医療機関や精神保健福祉センター、民間団体・回復施設、保護観察所等が相互に連携し、その責任・機能または役割に応じた包括的な支援を提供することで、依存症患者等の地域ニーズに総合的に対応することを目的とした「依存症総合対策支援事業実施要綱」が発出されました。本市においても同要綱に基づいた依存症対策を進めるため、平成 30 年度から「依存症対策支援事業」を実施します。</p> <p>同事業のひとつに、医療提供体制の整備があり、依存症患者が適切な医療を受けられるようにするため、アルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関するそれぞれの専門医療機関を選定し、選定した専門医療機関のうちから治療拠点機関を選定します。また、大阪府、堺市と連携しながら、精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象とした依存症医療研修を実施し、依存症患者の早期発見、早期支援を目指すとともに、依存症患者治療のための専門プログラム実施医療機関において、医療従事者の見学を受け入れることによって、専門治療が可能となる医療機関の増加を目的とした当事者支援専門プログラム事業を実施予定です。</p>	
担 当	健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区

13. 酒害教室について

意見概要

これまでも継続されてきた酒害教室については、西成区をはじめ 12 区で開催されているが、市内 24 区の半数でしかない。また、西成区など一部の区を除いて、月 1 回のみの開催にとどまっている区が多いのが現状であり、さらに、予算縮小を迫られている区もあると聞く。折しも平成 28 年 6 月以降、「アルコール健康障害対策基本法」における国の基本計画が制定され、大阪府も策定に向けて動きはじめた時期に、既存の事業である酒害教室の予算を縮小するとはどういうことなのか。アルコール依存症は一般的な疾患同様、予防が重要である。保健福祉センターにおける酒害教室は予防という観点からも有効である。都市部においては、依存症患者や予備軍も多く、予防は医療費抑制や社会的損失の軽減にも効果的と考えられる。酒害教室は大阪府下でも数少ない衰退していない行政の事業であり、守り育てていくことは、大阪市の計画の柱ともなりうる。平成 29 年度の縮小はなかったものの、その拡大について示していただきたい。

アルコール依存症を持つ市民が、回復に不可欠な自助グループに定着することは、「否認の病」と言われることが示すように、多くの時間と機会を必要とする。現在断酒会や AA など自助グループに定着している人の中に酒害教室の経験者が多いことから、酒害教室が自助グループにつなぐパイプ役を担っており、定着に必要な多くの時間と機会を提供していることが分かる。さらに、昨今より高齢者、女性のアルコール問題や、依存症予備軍が増加している中、高齢者、女性の参加しやすい昼間に開催されていることによる社会的な意義も大きい。内容としては、アルコール専門医療機関の医師やコメディカルスタッフを招聘しており、酒害者本人のみならず、参加する家族や地域の支援者にとっても、貴重な疾病教育の場となっている。加えて、アルコール関連問題をもつ市民が酒害教室参加のために保健福祉センターへ足を運ぶことが、行政の相談窓口につながりやすくなるという効果が見逃せない。アルコール問題を抱える市民が、酒害教室への参加をきっかけに相談に繋がったというケースもあり、潜在的なアルコール問題の掘り起しとしても有効であると言えるのではないかと。

潜在化しやすいアルコール問題に、適切なアウトリーチを行う責任が行政にはあり、アウトリーチ機能を併せ持つ酒害教室を、参加人数で評価することは本末転倒である。目に見える数字だけにとらわれず、目に見えない効果に注目し、総合的に考える必要があるのではないかと。期待される効果に基づいて、今後、全区での開催と、より高い頻度での開催を検討頂きたい。

回 答

酒害教室は市内 12 区におきましてアルコール依存症の当事者やその家族、および支援者を対象に、アルコール関連問題についての講義を実施し、体験談等を語り合うことによって、正しい知識の普及や治療の動機づけを行いアルコール依存症からの回復を支援することを目的として開催しております。昼間開催の酒害教室は、多くが夜間に開催されている断酒会等に比べると、女性や身体の不自由な高齢者にとっては参加しやすく、貴重な教育・回復への支援の場となっております。新規事業の予定は今のところありませんが、平成 28 年 5 月に、国においてアルコール健康障害対策推進基本計画が策定されましたので、本市においても今後も酒害教室の全区での開催や、より効果的な開催方法等を含め検討し、アルコール健康障がい対策について取り組むことが重要であると認識しております。平成 30 年度においては酒害教室の開催回数は縮小することなく、継続する予定です。

担 当 | 健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区

14．大阪市におけるアルコール関連問題への行動計画について

意見概要

西成区では、不適切な飲酒によって引き起こされる健康問題や社会問題（以下、アルコール関連問題とする）を抱える事例が多くみられ、保健・医療・福祉各分野の相談支援機関が連携してきめ細かい支援を展開している。アルコール依存症は精神疾患とされるが、アルコール関連問題は精神科領域のみならず、身体的な健康問題や介護問題、家族問題や経済問題などの社会的な問題に至るまで多岐に影響を及ぼす。身体的な問題においてはアルコールの不適切な摂取が、がん、膵炎、肝機能障害などの様々な内科疾患を併発させる。重症例も多く、アルコール専門医療機関への通院や入院以前に、内科治療を優先させる必要があることが少なくない。しかし、アルコール問題があることを理由に、内科医療機関が受診を断ることもしばしば起こっている現状がある。また、介護事業所は介護の最前線でアルコール問題を抱えた利用者の対応に苦慮している。さらに、近年増加している女性のアルコール問題は、DV問題や子育てに関する問題に及ぶことも多くみられるが、これに対しても同様のことが言える。一口にアルコール問題と言っても、そこに至るまでの経過は様々である。しかし、アルコール関連問題は展開が早く、引き起こされる他問題への対応に追われてか、アルコール問題自体にまで適切に介入ができず、状況に応じた有効な支援体制を構築することができていないのが現状である。従って、アルコール関連問題への支援には、アルコール専門医療機関と内科医療機関、介護事業所や障がい福祉サービス事業所、こども相談センターやDV相談窓口、学校等の教育機関など、広くにわたる連携が必要不可欠である。

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、国の基本計画もとに、地域の実情に即した推進計画の策定に向けて、大阪府も動きは始めている。しかし、大阪市には単身者が多いなど都市型の特徴があり、大阪府の計画だけでは地域の実情に即した実効性の高い運用は期待できない。西成区をはじめ単身者が多いことや、作業所などの中間施設の存在、酒害教室等の他に類を見ない実績を踏まえ、大阪市独自の推進計画を策定していく必要があると考える。また今年度から大阪市も「依存症対策総合支援事業」の実施に伴い、依存症治療拠点機関ならびに依存症専門医療機関の選定・整備の必要がある。アルコール関連問題を抱える市民の心身における健康の向上と安心できる生活の実現、ひいては社会的損失の抑制のために、大阪市として、どのような計画を策定されるか、そのためのニーズの調査などについて具体的な行動計画を示していただきたい。

回 答

平成 26 年 6 月 1 日「アルコール健康障害対策基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成 28 年 5 月には国において「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定されました。

基本法には、都道府県に対して「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」(以下「都道府県計画」という。)を策定することが努力義務規定として定められており、大阪府においては、平成 29 年度に府内全域の実情に即した「大阪府アルコール健康障害対策推進計画」(以下、「府計画」という。)を策定されました。府計画策定の際に、本市は大阪府が設置する関係団体の協議の場へ参画し、大阪府とも調整を行い、本市としての意見反映を行ってまいりました。

今後ともアルコール健康障がい対策について推進してまいります。

担 当 | 健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)